

質 疑

2. 論点（総論）について

○安川文朗部会長（京都女子大学データサイエンス学部教授）

はい。それでは、引き続き、資料「薬－3」の論点のところについてのご意見、ご質問等をお願いしたいと思います。では長島委員、お願ひいたします。

論 点

- 診療報酬改定がない年の薬価改定、特に令和7年度の薬価改定について、どのように考えるか。

○長島公之委員（日本医師会常任理事）

はい、ありがとうございます。

令和6年度薬価改定においては、限りある医療財源の中から、特に、昨今のドラッグロスやドラッグラグ、供給停止等の事情から、国民医療の維持・向上のために、医薬品のイノベーションの推進と安定供給確保を高く評価いたしました。

しかし、現状、医療の現場では、治療に必要な医薬品が届かない状況が続いている、非常に困っています。

これまで繰り返し発言してまいりましたが、関係業界や企業は、令和6年度薬価改定で行った薬価上の評価がドラッグラグ・ロスや供給停止の解消にどのような効果があったのか、どのような取組をしてきたのか、具体的に説明していただきたいと考えています。

その説明、報告の上で、これらの課題の完全な解消には時間が必要なことも理解しております、

2. (4) 各論に関する論点について

論 点

- 改定対象範囲について、前回の診療報酬改定のない年の薬価改定となる令和5年度薬価改定では「平均乖離率の0.625倍」として「乖離率4.375%」を超えるものを対象としたが、今回はどうに考えるか。
- 適用する既収載品目の算定ルールについては、令和元年の消費税改定と令和3年度の薬価改定では、実勢価改定と連動しその影響を補正するものを適用し、令和5年度薬価改定では、実勢価改定と連動するルールの他、不採算品再算定等を適用したが、今回はどうに考えるか。
- 毎年の薬価改定によるイノベーション推進への影響、原材料等の高騰やインフレ下による影響が生じているという意見がある一方で、薬価の乖離が引き続き生じていることを踏まえ、薬価の観点から対応すべきことについて、どのように考えるか。また、適用する既収載品目の算定ルールとの関係について、どのように考えるか。
- 上記のほか、少量多品目構造の解消のために薬価制度において取るべき対応について、どのように考えるか。
- 令和7年度薬価改定を検討するにあたり、これまでの薬価専門部会での意見等を踏まえ、この他に留意すべき事項はあるか。

36

今回、仮に薬価改定を行う場合には、各論に関する論点については、これまでのイノベーションの推進と安定供給という方針を維持しつつ、メリハリをつけた改定を行うとともに、

医療の質が下がることのないよう十分に配慮し、現状に即した合理的な判断を行うべきと考えます。

製薬企業におかれでは、国民・患者が安心して最善の医療が受けられるよう、不断の努力を行うことを期待します。

最後に、もし今回、改定を実施するなら、薬価財源は医療現場へ還元すべきであると考えます。私からは以上です。

○安川文朗部会長（京都女子大学データサイエンス学部教授）

はい、ありがとうございます。では林委員、お願いいいたします。

○林正純委員（日本歯科医師会常務理事）

はい、ありがとうございます。資料3の10ページにあります総論、いわゆる令和7年度の薬価改定について、歯科の立場からも発言させていただきます。

論 点

- 診療報酬改定がない年の薬価改定、特に令和7年度の薬価改定について、どのように考えるか。

これまで何度も何度か意見しておりますが、日常的に処方をしていた汎用薬剤が手に入らないといった安定供給の問題はいまだ解決されていないと認識しております。

安全・安心な医療の提供を持続していく上で非常に重要な課題であると考えております。

安定供給が確保された上での薬価改定だととも考えておりますので、必要な解決策をお願いしたいと考えております。

中間年薬価改定に関しましては、そのあたりのバランスをしっかりと考慮の上、ご対応をよろしくお願ひいたします。私からは以上でございます。

○安川文朗部会長（京都女子大学データサイエンス学部教授）

はい。ありがとうございます。では森委員、お願いします。

○森昌平委員（日本薬剤師会副会長）

はい、ありがとうございます。10ページ目の総論に関してコメントをさせていただきます。

診療報酬改定がない年の薬価改定、いわゆる中間年改定については従前から申し上げているとおり、廃止または中止すべきとの、考えています。

なお、具体的な意見や考え方などにつきましては、後ほどの各論での議論の際にまとめて発言させていただければと思います。以上です。

○安川文朗部会長（京都女子大学データサイエンス学部教授）

はい。では、ほかに。今、総論のところの議論が出てきましたが、では佐保委員、お願いいいたします。

○佐保昌一委員（日本労働組合総連合会総合政策推進局長）

はい、ありがとうございます。中間年改定、特に令和7年度の薬価改定を考えるにあたっては、現下の状況として賃金の引上げを含めて総合的な配慮が必要ではないかというふうに考えております。私からは以上です。

○安川文朗部会長（京都女子大学データサイエンス学部教授）

はい、ありがとうございます。では松本委員、お願いいいたします。

○松本真人委員（健康保険組合連合会理事）

はい。それでは、「薬ー3」の10ページの総論についてコメントいたします。

論 点

- 診療報酬改定がない年の薬価改定、特に令和7年度の薬価改定について、どのように考えるか。

薬価改定の実施の可否については、これは政府の判断ではありますけども、薬価差が生じている以上、国民負担の軽減に還元すべきというのが健保連の考え方でございます。

医療保険制度の持続可能性を前提としつつ、イノベーションの推進や安定供給の確保に向けた対応を行うためには、薬価制度全体のバランスが重要だというふうに考えております。

以前から申し上げているとおり、診療報酬改定がある年、ない年にかかわらず、政策的なルールを含め、毎年肃々と薬価改定を実施すべきというのがわれわれの基本的なスタンスであり、これは変わっておりません。

薬価専門部会においては、令和7年度改定を実施する場合を想定し、議論を進めることが不可欠だと考えております。私からは以上でございます。

○安川文朗部会長（京都女子大学データサイエンス学部教授）

はい。ありがとうございます。では奥田委員、お手が挙がっています。奥田委員、お願いいいたします。

○奥田好秀委員（経団連社会保障委員会医療・介護改革部会長代理）

はい、ありがとうございます。従来より申し上げているとおり、経団連として、国民皆保険の持続性はもちろんのこと、イノベーションの推進も重要であると考えております。

今回、令和7年度の薬価改定についての検討にあたっては、この国民皆保険の持続性とイノベーションの推進の双方を両立させていくことが重要であるというふうに考えておりますので、改めて申し上げておきたいと思います。はい。私からは以上です。

○安川文朗部会長（京都女子大学データサイエンス学部教授）

はい、ありがとうございます。ほかに、では鳥潟委員、お願いいいたします。

○鳥潟美夏子委員（全国健康保険協会理事）

骨太にも記載があるとおり、イノベーションの推進、安定供給確保の必要性、物価上昇などを取り巻く環境の変化を踏まえる必要性については理解しているつもりでおります。

しかしながら、繰り返し申し上げておりますとおり、ドラッグラグ・ロス、安定供給の問題は薬価のみで対応する問題ではなく、また、これまでにご提示いただいた資料などを踏まえると、令和7年度薬価改定の際に何らか特別な配慮をする必要性があるかについては、まだ十分、腑に落ちていないところであります。

例えば、不採算品再算定の特例対応については供給状況改善の効果が出ているか、以前提示された資料を見て疑問に思ったところです。

通常改定の流れであれば、次回以降、業界団体ヒアリングあると思いますが、今回の薬価改定にあたって特別に配慮すべき事情にあるかについては、具体的なエビデンスに基づき説明いただきたいというふうに考えております。以上です。

○安川文朗部会長（京都女子大学データサイエンス学部教授）

はい、ありがとうございます。